第１号様式

受付番号

令和　　年　　月　　日

**省エネ最適化診断補助金交付申請書 兼 請求書**

尼　崎　市　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　住所（個人のみ）

　　　　　　　　　　　　　　　　名称（法人名・屋号）

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者（肩書・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者（部署・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

省エネ最適化診断補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、同要綱第８条の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付申請（請求）額（※該当欄に○） | Ａ診断(300kL未満)**9,500円** | Ｂ診断(300kL以上1,500kL未満)**15,000円** | 大規模診断(1,500kL以上)**21,000円** |
| 業種（※該当欄に○） | 製造業 | サービス業 | 卸売業小売業 | 建設業 | その他 |
| 診断実施場所及び施設名 | 尼崎市（施設名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 補助金振込先※申請者名義に限る | 金融機関名 | 金融機関コード | 銀行・金庫・組合 |
| 支店コード | 本店・支店・出張所 |
| 預金種別 | □ 普通　　　・　　　□ 当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| 添付書類（□に✔） | □ 省エネ最適化診断補助金宣誓・同意書（本書裏面）□ 省エネ最適化診断報告書の写し□ 履歴事項全部証明書の写し（発行6カ月以内）［法人の場合］□ 代表者本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード等）［個人の場合］□ 振込先口座情報を確認できる書類［通帳見開き部分の写し等］ |

※下欄は記入しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付決定日 | 交付決定額 | 市担当者確認欄 |
|  | 円 |  |

**裏面の宣誓・同意書もご確認のうえ記入ください**

**省エネ最適化診断補助金 宣誓・同意書**

省エネ最適化診断補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第８条第２項の規定に基づき、次の１号から４号までのいずれにも宣誓し、５号から９号までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合または同意した事項に違反した場合は、省エネ最適化診断補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けていない場合は補助金の交付を受けることを辞退し、既に交付を受けていた場合は速やかに尼崎市に返還します。

１．補助対象要件を満たしていること。

２．要綱第８条に定める提出書類等に虚偽のないこと。

３．納期到来済み分の全ての市税に滞納がないこと。

４．尼崎市暴力団排除条例について遵守すること。

５．申請者に関する全ての市税の納税状況を尼崎市が調査し、補助金交付に係る審査及び確認に利用すること。

６．無資格受領（申請が交付要件を満たさないにも関わらず補助金を受領することをいう。）または不正受領（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に書類等に虚偽の記入を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受けることをいう。ただし、書類等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受領には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、要綱第１０条に従い補助金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。

７．提出した書類等について、交付要件の充足性を判断するために尼崎市が申請者の情報等を第三者に提供するまたは第三者から取得する場合があること。

８．４号の事項に関連して、尼崎市から役員名簿等の必要資料の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

９．本要綱に従うこと。

令和　　　年　　　月　　　日

名　　称（法人名・屋号）

代表者名（肩書及び氏名）